

判例にみる排水口事故の現状と対策

引き込まれない二重の安全確保 過失相殺適用には慎重な判断を

弁護士 望月 浩一郎

20年間に30都府県で37件

プール排水口吸い込まれ事故の発生状況

日本では、学校プールの設置は1960年代から急速に進み広く普及した。現在使用されているプールのほとんどが循環浄化装置を採用し、プール底面ないし側面に設置された水の取り入れ口からプールの水を循環浄化装置に送っている。プールからの水の取り入れ口は、プール側から見て排水口と呼ぶ場合が多いので、ここでも排水口という。

循環浄化装置はプール使用时でも稼働している場合が多く、プール利用者が排水口に吸い込まれて溺れる事故は、20年間に30都府県で37件発生し、35人が死亡したと報じられている*1。なお、流れるプール*2やジェットバス*3でも同様の事故が発生している。

吸引力加わらぬ構造だが...

排水口事故対策の現状

文部省は1978年、排水口の金網、鉄格子の設置及び固定を指示*4したが、1986年の調査では未対策のプールが74%あり(右頁・表)、文部省は以後も繰り返して排水口事故防止対策の実施を通知した*5。1995年の調査でも未対策プールは36%も残されており(表)、改善計画はわずか26%であった。

文部省は、1996年に3度目の調査を行なったが、なお未対策プールは2,757あり(表)、「とても満足できた結果ではないが、今回の調査は事故根絶に向けた第1段階と考えている。相当な決

意で臨むつもりです」*6、「今までより厳しい通知を出し、悲しい経験をむだにしないよう力を尽くします」*7とし、全国に通知を発した*8。

翌1997年、文部省は未改善プールが多い9都府県担当者呼び、排水口の改善ができない理由をただし、今後の改善計画について具体的な説明を受け、「学校で水泳の指導が始まる前までにはすべてのプールで改善が済むように徹底させたい」*9とし、全国に通知を発した*10。

指導を受けた自治体の一つである東京都は、「都としての対応の甘さや各学校での危機感の低さがあったと反省している。今後は、排水口の安全対策とあわせて監視体制や定期的な安全点検も充実させ、事故を絶対に起こさないようにしたい」*11と回答した。

文部省は1999年6月、排水口吸い込まれ事故の防止を通知したが(右頁・資料)、同年7月に東京都A市の市立小学校で小学校5年生*12が、山形県B町の小学校で小学校6年生*13が、同年8月に栃木県C町の運動公園プールで高校1年生*14が、それぞれ排水口に吸い込まれる死亡事故が発生した。

B町小学校のプールは、1995年の文部省の調査において「排水口にはふたがあり、ボルトなどで固定している」と報告されていたプールであったが、実際には未対策であった*15。文部省は、1999年8月6日、「排水口のふたの設置は昭和54年以来、再三通知を出して求めてきただけに指導が行き届いていなかったことがわかり残念だ。今回の通知で安全管理を徹底させたい」と、都道府県の教育委員会に安全管理の徹底を求め

○学校水泳プールの安全管理について

平成11.6.25 文部省第229号 文部省各府県長から
各都道府県教育委員会教育長 各都道府県知事 各府庁長
各都道府県立大学長 各国立高等専門学校長宛て通知

学校水泳プールの安全管理については、かねてから適切な管理・指導をお願いしているところですが、これからの時期、プール指導の実施、夏休み中のプール開放等児童生徒の学校水泳プールの使用が増加するに当たり、下記事項に留意のうえ、引き締め、事故防止の徹底を図るとともに、各都道府県教育委員会においては域内の各市町村の教育委員会及び関係機関に対して、また、各都道府県知事においては所轄の私立学校、学校法人に対して、国立大学長にあっては管下の学校に対して、周知されるようお願いいたします。

また、その際、「水泳指導の手引き(改訂版)(文部省)」及び「学校における水泳事故防止必携(新訂版)(日本体育・学校健康センター)」を参考とするよう、併せて周知願います。

なお、平成10年12月10日付付文部省第80号「通知・通達等の見直しについて」において通知したとおり、文部省では、行政運営の明確化・効率化等を推進する観点から、同一・類似の主題に係る複数の通知・通達等の整理・統合化を行うこととしており、別紙に掲げる通知は廃止します。

記

- 1 学校水泳プールの排水口には、堅固な格子鉄板や金網を設けてネジ・ボルト等で固定させる(蓋の重量のみによる固定は不可)とともに、吸い込み防止金具等を設置すること。
- 2 プール使用期間中においては、浄化装置等の適正な動作状態を確認するなど、閉鎖施設を含めてプールの施設・設備については常時安全点検を行うこととし、特に、排水口については十分な点検を行うこと。
- 3 プールの新設及び改修に当たっては、上記1及び2が遵守されるよう配慮すること。

資料 学校水泳プールの安全管理について
(文部省通知1999年6月)

排水口事故対策実施状況

調査対象地域	調査年	対象校	プール数		未対策率	備考
			未対策	調査対象		
文部省	1986年	小・中・高	20,883	28,356	74%	静岡県沼津支判 1998年9月30日
	1995年	小・中・高	11,467	31,846	36%	文部省体育局監修 「学校における水泳事故防止必携(新訂版)」
	1996年	小・中・高	2,757	31,973	9%	
静岡県	1995年	小・中・高	351	867	40%	静岡県調査 1995年5月現在
		小・中・高	279	863	32%	静岡県沼津支判 1998年9月30日 1995年10月現在
宮城県	1996年	小・中・高	291	707	41%	朝日新聞 1996年5月25日
栃木県	1996年	小・中・高	272	627	43%	朝日新聞 1996年6月2日
甲府市	1996年	小・中・高	17	36	47%	朝日新聞 1996年7月18日
東京都	2000年	小・中・高	21	2,300	1%	NHK 2000年6月6日

注) 未対策プール数は、排水口の「蓋なし」及び蓋があるもその固定方法が「重量のみによる固定」の合計数

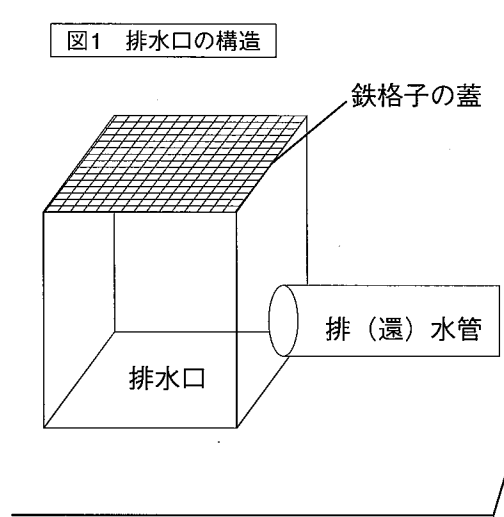
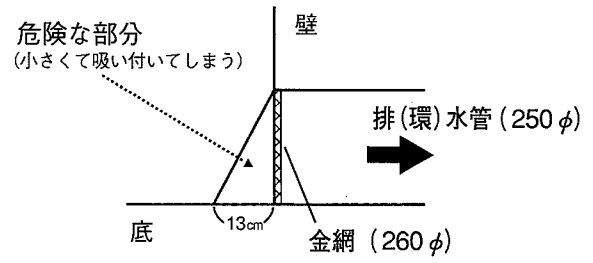
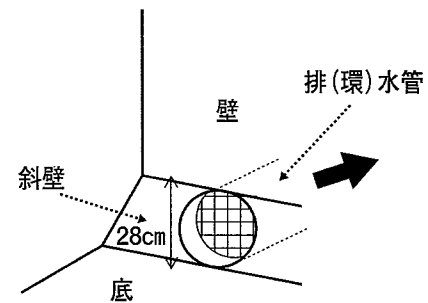


図2 A市立小学校の事故当時の排水口構造



(図2)、柵状の排水口が欠落している。しかも、パイプのやや奥側に網状の蓋があったため、被災者の臀部がパイプを塞ぐ状態になると、大人4人がかりでも引き上げることが困難な状況であった。

東京都は2000年6月、都下2,300校のうち、排水口の蓋がなかったりボルトで固定されていないことなどがわかった21校について、排水口全体を覆う蓋をもう一つ取り付けするなど安全対策を進めるよう指導し^{*18}、「事故をくり返すことがないように、教育委員会としても安全点検を行なうことにした。今後子どもたちにとって安全なプール作りを進めるため、排水口の安全基準をつくる必要があると思う^{*19}と述べている。

公刊集掲載の3つの事件

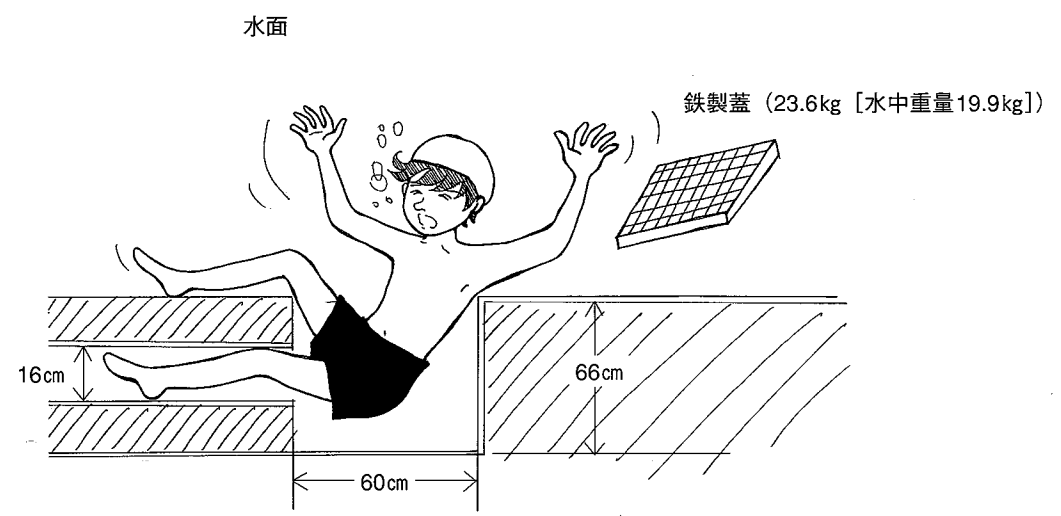
プール排水口吸い込まれ事故判例

プール排水口吸い込まれ事故では、宇治市立西宇治中学校事件判決^{*20}、大阪市立泉尾工業高校事件判決^{*21}、西伊豆町立仁科小学校事件^{*22}の3事件が公刊集に掲載された。

1) 宇治市立西宇治中学校事件

西宇治中学校プールは、長さ25m、幅15mで底面中央に縦、横が各60cm、深さが66cmの柵状の排水口が設置され、排水口の側面には、直径16cmのパイプが接続されており、そこから循環浄化装置に水が送られていた(パイプの水流は毎秒0.9mの速さ)。

図3



排水口には網の目状の鉄製蓋(60cm四方、厚さ4cm、重量23.6kg〔水中重量19.9kg〕)があったが、本件事故のとき、この鉄蓋は被災者がプールに入水する以前に移動されていた。移動した者は不明である。中学1年生男子生徒が、パイプに左足の大腿部まで吸い込まれ、そこから脱出できず溺死した(図3)。

判決は、「中学1年生の男子の背筋力の平均値が82.4kgであり、これが水中での不安定な姿勢のため4分の1減殺されるとしても、20.6kgの背筋力が平均値として得られる」、「この鉄蓋を斜上方に移動するのに必要な力は、14kgで足り」ることから「この鉄蓋は中学1年生男子の背筋力で移動させることが可能であった」と判断した。

その上で、「本件プールを使用する者が、まだ心身共に成人になりきっていない義務教育中の中学生であることを考えたとき、鉄蓋が生徒の力で移動され、排水口が開いてしまうことのないよう、鉄蓋をたやすく移動しないように設計しなかった点は、本件プールの設置者の手落ちである。そうして、鉄蓋が移動しているままで本件プールを使用させた学校側に本件プールの管理に手落ちがあった」と判決した。被災者自身の過失も肯定し60%の過失相殺を行なった。

西宇治中学校では、本件事故後、鉄蓋に約66kgの脚を4本取り付けて鉄蓋を移動させるのを

困難にした。

2) 大阪市立泉尾工業高校事件

泉尾工業高校プールは、長さ25m、幅15mでプール側面最下部に直径15.5~16.5cmの多少ゆがんだ円形の取水口があり、そこから循環浄化装置に水が送られていた(14頁・図4)。取水口には防護カバーはなかった。

本件取水口の全部または一部を閉塞した場合における本件取水口の吸引力は、閉塞比33%→吸引力0.4kgであり、以降、閉塞比と吸引力との関係は、47%→0.9kg、54%→1.2kg、75%→7.0kg、82%→18.5kg、100%→200.9kgとなる。閉塞比が75%をこえると吸引力が急速に高まり、足が吸い込まれて全閉塞状態に至る危険があり、全閉塞状態になれば自力で足を引抜くことは不可能である。

被災者は、本件プールで水泳部の水泳練習をし、それに引続いて同プール内で遊んでいるうちに本件取水口の深さに興味をもち、左足を太ももまで本件取水口に挿入したところ、吸引力が増したため左足を吸い込まれ取水口を太ももまで全部密閉したため、足を引抜くことができなくなり溺死した。

判決は、「本件プールの使用者が高校生であるとしても、本件被害者のように義務教育修了直後で中学生と大差のない者もおり、かつ精神的

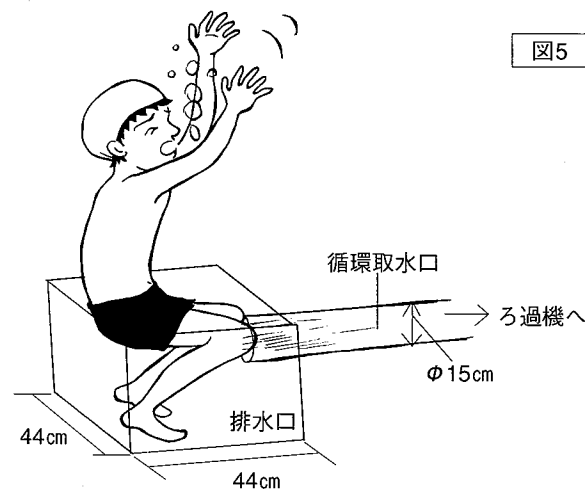
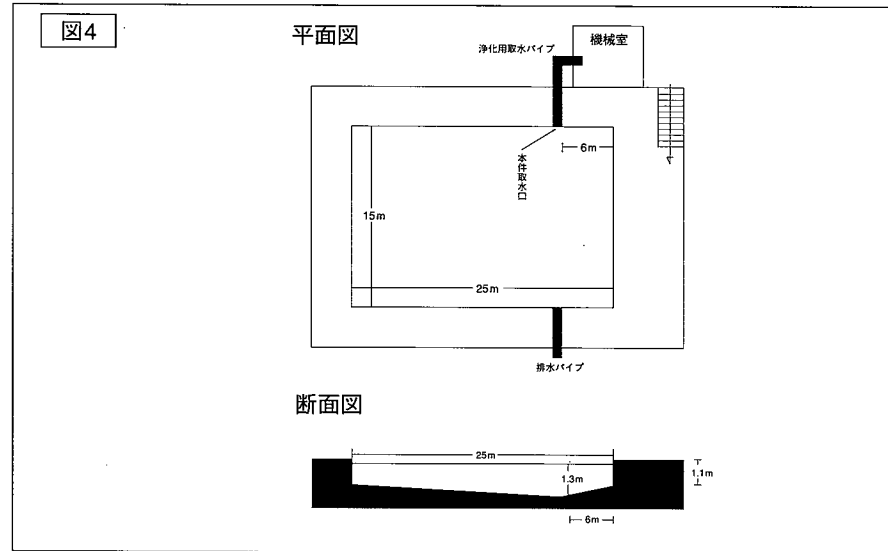
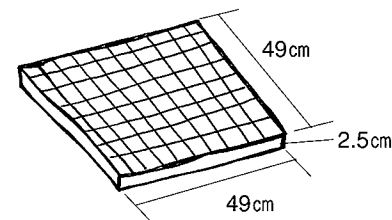


図5

排水口鉄製格子蓋 (重さ17kg)



発達には個人差が大きい点からすると、右の危険のある本件取水口に足が挿入できないように防護柵を設けなかった点は、本件プールの設置に瑕疵があったと認められる。さらに、本件取水口の危険について格別警告することなく本件プールを使用させた点に管理の瑕疵があったと認められる」と判断した。

その上で、被災者は「高校一年生でありながら好奇心から本件取水口に足を挿入したものであり、(被災者の) かような軽率な行為が本件事故の「原因」となったと、被災者自身の過失も肯定し70%の過失相殺を行なった。

泉尾工業高校では、本件事故後、排水口に防護カバーを取り付け、さらにその後プールの全面改修を行なった。

3) 西伊豆町立仁科小学校事件

仁科小学校プールは長さ25m、幅12.8m、プール最深部の中央には、縦、横及び深さがいずれも44cmの柵状の排水口が設置され、排水口の側面には、直径15cmのパイプが存し、プール横のろ過機へ向けて微速で水を循環させていた。

循環取水口からの吸水圧は、付近にいる者の身体を吸い込むほどのものではないが、これに体の一部を密着させ、あるいは挿入するなどし

防護カバーの設置だけでは危険性が残る

てこれを閉塞する事態が生じると、吸水圧が強く働いてパイプから体が抜けなくなる状態となる。

本件排水口上には、49cm四方、厚さ2.5cm、重量約17kgの鉄製格子蓋が、本件排水口の周囲よりわずかに低い位置に落とし蓋式に設置されていたが固定されていなかった。

小学校5年生の被災者の異常に気がついた監視員らが、循環ポンプを制止し、大人5人で救助に当たったが被災者を引き上げることはできず、水難救助隊員により約20分後に救出されたが溺死したものである。被災者の身体は、尻部分が本件排水口にすっぽりと入り込み、折れ曲がった右膝部分がパイプにはまり込んだ状態にあった(左頁・図5)。

西伊豆町は、本件プールについて、本件排水口上の本件蓋がボルトなどにより固定されていなかったことに設置・管理上の瑕疵があることを自認した。本訴における争点は、静岡県に違法な規制権限の不行使があったか否か及び過失相殺が争点となった。

判決は、静岡県が西伊豆町に対して、排水口の蓋をボルトなどで固定する措置を要求する通知が伝達されていることなどから、静岡県の西伊豆町に対する指導などに関して違法な点はないとした。過失相殺の主張に対しては20%の過失相殺を認めた。

水遊び含めた利用が前提

設置管理の瑕疵

国家賠償法第2条の「公の营造物の設置又は管理に瑕疵」があること、民法717条「土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵」があることの「瑕疵」は、いずれも营造物ないし土地工作物として「通常有すべき安全性を欠いていること」^{*23}を言い、当該营造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況など諸般の事情を総合考慮して具体的個別に判断すべきものであるとされている。競泳の競技と練習に限定して、かつ、利用者を

成人に限って使用させるならば、利用者の知識判断能力及びプールの使用方法にかんがみて、利用者が排水口付近に自ら近寄り、かつ、排水口に引き込まれるような位置に足を入れる行為は、本来の利用方法から逸脱をしていると判断することも可能である。

しかしながら、多くのプールは水遊びを含めた利用を前提としており、かつ、未だ危険に対する知識及び判断能力が十分でない未成年者を含めて利用させている。プール管理者としては、水遊びとしての利用や未成年者による利用をさせる以上は、その利用方法に伴い予想される危険を回避する管理を行なわなければならない。この安全管理がなされていない場合には、当該プールは「通常有すべき安全性を欠いている」として「瑕疵」が肯定される。

1970年代からすでに問題点は指摘されており、かつ、改善に困難が少ない排水口事故がこれだけ繰り返されているのは、スポーツ施設管理者の安全確保に対する関心が希薄であるとしか言いようがない。判例上は、設置管理の瑕疵が肯定される以上、判断の必要がないので管理者の過失の有無については判示されていないが、プール管理者の過失を肯定することは容易であると考えられる。

身体の一部を排水口に密着させるなどすると、吸水圧が強く働き、吸い込まれたりすると自力での離脱が困難なばかりか成人数人の力をしてでも引き上げられなくなる。このような事故を予防するには、

①柵状の排水口のプールに接する部分の面積を大きくし、身体が排水口全体ないし大半を覆うようなことを防止する構造とする

②柵状の排水口がプールと接する面には、移動困難な蓋をつけ、断面積が狭い排水管内に身体が入らないようにする

③万一、排水口の蓋が開いていても、断面積が狭いパイプ内に身体が入らないよう、パイプ入口部分にも網状の施設を設置する。

が必要であり、これらの安全設備に欠ける施設を設置し、欠けたままの管理をしていた場合には、通常有すべき安全性に欠けると判断される。

安全確保措置は、一つのミスが生じてもおお、事故を回避できる二重の安全確保が必要である。①～②が完全であるならば③の安全確保措置は不要となるが、何らかの要因から排水口の蓋が動いた場合であっても、なお、排水口に引き込まれない二重の安全確保という意味で、①～③の対策全部を取ることが望ましい。

泉尾工業高校やA市小学校のような構造の場合に、①の対策をとらずに防護カバーを設置するだけでは、排水口引き込まれ事故が生じる危険性は引き続き残るので、対策としては十分ではなく、なお改善の必要が残っている。

危険予測する能力を吟味

過失相殺

スポーツ施設を利用することに伴う危険性は、スポーツ施設を利用する者自身も安全な措置を取ることにより回避されることが期待されており、排水口吸い込まれ事故もこの例外ではない。しかしながら、施設の安全性は一次的な安全確保措置である。施設の安全性のみでは、事故を完全には防止しえないため、二次的に利用者自身の注意義務も生じる。無過失責任が認められる場合には被害者の過失の評価を軽減すべきであると指摘^{*21}されているところである。

さらに、過失相殺の判断では、損害の公平な分担を考えることになるが、指導者あるいは施設の管理者と被災者との双方の、危険を予測する能力及び回避できる能力を吟味することが肝要である。

排水口吸い込まれ事故は、簡単な対策で十分事故を回避でき、予算上の困難も少ない^{*25}。しかも、文部省が繰り返し対策を指示しながら、施設管理上の対策が徹底していないために引き続き事故が生じていることと比較して、被災者側の不注意の大小を考える必要がある。

西宇治中学校事件では被災者側の過失を60%、泉尾工業高校事件では被災者側の過失を70%としているが、仁科小学校事件では被災者側の過失を20%とした。被災者の年齢（中2、高1と小5）の差のみならず、静岡県だけに限定しても、1981年にD市の市立小学校の5年生男子生徒が、1985年にE町の町立中学校の2年生女子生徒が、それぞれ排水口に引き込まれていずれも死亡しており、また、前記の通り繰り返し文部省からの通知がなされているにもかかわらず、静岡県下の自治体では対策を怠っていた事情（11頁・表）が斟酌されていると評価される。

すでにこれだけの社会問題となったプール排水口吸い込まれ事故が繰り返されることはないと思うが、このような状況下で万一事故が繰り返された場合の過失相殺適用については慎重な判断が必要である。

(注釈)

- *1 朝日新聞1996年5月23日
- *2 毎日新聞1993年8月1日
- *3 毎日新聞1992年11月18日、朝日新聞2000年11月12日
- *4 1978年6月1日付け「水泳等の事故防止について（通知）」（文体ス第126号）
- *5 1985年8月28日付「水泳プールの安全管理について」（60文体第32号）
- *6 文部省体育課小松親次郎体育企画官。朝日新聞1996年5月25日
- *7 文部省日下部禰代子政務次官。朝日新聞1996年5月25日
- *8 1997年4月15日付け「学校水泳プールの排（環）水口状況調査の結果について」（9文体第16号）
- *9 文部省体育課の銭谷真美課長。NHKニュース1997年4月30日
- *10 1997年4月18日付け「水泳等の事故防止について」（文体生第111号）
- *11 東京都教育委員会甲田彦彦体育健康指導課長。NHKニュース1997年5月8日
- *12 読売新聞1999年7月23日

- *13 NHK1999年7月31日、8月6日
- *14 NHK1999年8月19日
- *15 学校長らは2000年2月15日書類送検された。NHK2000年2月15日
- *16 NHK2000年8月6日
- *17 栃木県教育委員会保健体育課。朝日新聞1996年6月2日
- *18 東京都教育委員会平成12年5月25日付「水泳指導におけるスタート時の事故防止について（通知）」
- *19 東京都教育委員会竹山文男係長。NHK2000年6月6日
- *20 京都地判昭和48年7月12日判時755-97
- *21 大阪地判昭和56年2月25日判タ449号272頁
- *22 静岡地沼津支判平成10年9月30日判時1678-123
- *23 最判昭和45年8月20日民集24-9-1268
- *24 我妻債権総論248頁
- *25 宮城県丸森町では1995年に排水口事故があり、その後プールの排水口のふたを固定する工事が行われたが、一校当たりの費用は12,000円ほどだった。朝日新聞1996年5月25日

平成12年度・平成13年度 プール衛生管理者講習会開催のご案内

厚生省生活衛生局長通知（平成4年4月28日 衛企第45号）
に示す、プール衛生管理者講習会です。

1. 日程：第51回 平成13年2月22日・23日／東京 第56回 平成13年10月25日・26日／東京
第52回 平成13年3月22日・23日／大阪 第57回 平成14年2月21日・22日／九州（予定）
第53回 平成13年5月24日・25日／東京 第58回 平成14年3月21日・22日／大阪
第54回 平成13年6月20日・21日／大阪
第55回 平成13年9月20日・21日／北海道（予定）
2. 講師：日本大学医学部公衆衛生学教室 医学博士 原野 悟先生 他
3. 受講資格：プールの事業体等に2年以上勤務し、衛生的な維持管理の実務に従事した20歳以上の者
4. 申込：プール衛生管理者講習会受講申込書[住民票、写真（5cm×5cm）、返信用封筒]
5. 受講料：35,000円
※詳細は協会ホームページを!! <http://www.jpaa.com/>

お申込・お問合せ

社団法人日本プールアメニティ施設協会 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-6-3-704
TEL.03-5366-5703 FAX.03-5366-5629

サッカーのためのこの1冊 お求めは☎03-3457-7122 ◎ ぎょうせい 体育施設出版へ



サッカースタジアムと都市
四六判 定価 2,625円
(税込み 送料 340円)

サッカーの発祥地、イギリスのサッカースタジアムを取り巻く社会的影響をキール大学(英)準教授のジョン・ベイイル氏が専門分野である「地理学」の視点から独自に分析し、サッカー景観のありようを提言した「Sport, SPACE and the City」の翻訳書。

Soccer Stadiums in Japan 日本のサッカースタジアム ——今日そして明日——

A4判 定価 5,000円
(税込み 送料 380円)
監修・発行：財日本サッカー協会



日本のサッカースタジアムを都道府県別に編集。所在地、面積、構造、ピッチ、収容人員、主要施設、利用時間、利用方法、アクセス等をビジュアルで紹介。